# 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出日】 2025年6月5日

【報告者の名称】 株式会社芝浦電子

【報告者の所在地】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目 1番24号

【電話番号】 (048)615-4000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 星 ノ 谷 行 秀

【縦覧に供する場所】 株式会社芝浦電子

(埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社芝浦電子をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和 と必ずしも一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。) 第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) ミネベアミツミ公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、ミネベアミツミ公開買付けには適用されず、ミネベアミツミ公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、ミネベアミツミ株式会社(以下「ミネベアミツミ」といいます。)及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者(affiliate)(以下「関連者」といいます。)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) ミネベアミツミ、ミネベアミツミ及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e 5条(b)の要件に従い、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を自己又は顧客の勘定で、ミネベアミツミ公開買付けの開始前、又はミネベアミツミ公開買付けにおける買付等の期間(以下「ミネベアミツミ公開買付期間」といいます。)中にミネベアミツミ公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

- (注12) ミネベアミツミ公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。ミネベアミツミ公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注13) 本書及び本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。ミネベアミツミ、当社又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点でミネベアミツミが有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、ミネベアミツミ、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、令和7年5月2日付で提出いたしました意見表明報告書(当社が令和7年5月14日付、令和7年5月22日付及び令和7年5月23日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

# 2 【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
  - (2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
  - (5) ミネベアミツミ公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項) 株式併合
  - (6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置 ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

# 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由

ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

#### <前略>

これらにより、今般、ミネベアミツミは、2025年5月1日までに、ミネベアミツミ公開買付前提条件()及び()が充足されていること、並びに、ミネベアミツミ公開買付前提条件()、()及び()も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、同日開催の取締役会において、ミネベアミツミ公開買付けを2025年5月2日より開始することを決定し、その予定である旨、当社へ連絡いたしました。なお、ミネベアミツミ公開買付開始プレスリリースにおいて公表したとおり、ミネベアミツミ公開買付価格及びミネベアミツミ公開買付期間については、ミネベアミツミ予告公表プレスリリースでは、それぞれ、1株当たり4,500円及び22営業日としておりましたが、それぞれ、5.500円及び20営業日へと変更していたとのことです。

その後、ミネベアミツミは、2025年5月8日、YAGEOが、YAGEO公開買付価格を5,400円から6,200円に引き上げ、2025年5月9日よりYAGEO公開買付けを開始する旨を、2025年5月8日付YAGEO公開買付開始プレスリリースを通じて知ったとのことです。

ミネベアミツミは、当社及び本特別委員会より、2025年5月12日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請を受け、2025年5月16日に、ミネベアミツミから、当社及び本特別委員会へ、YAGEO公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていることから、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答をしたとのことです。なお、ミネベアミツミ公開買付期間については、ミネベアミツミ公開買付開始プレスリリースでは、20営業日としておりましたが、2025年5月22日に、23営業日へと変更しているとのことです。

なお、当社は、YAGEO公開買付価格が5,400円から6,200円へと変更されたことを契機として、2025年5月21日付で下記「当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりミネベアミツミ公開買付けに対する意見を変更しておりますが、他方で、同月22日付でYAGEO Electronics Japanに対し、YAGEO公開買付けについて、外為法第27条第1項に基づく財務大臣及び経済産業大臣に対する届出や独占禁止法第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に関する質問を含む、法27条の10第2項第1号に基づく質問権の行使を行っております。YAGEOはYAGEO公開買付けを開始しているものの、YAGEO公開買付けによる当社株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得していないとのことであり、また、2025年5月22日現在においても事前届出の再提出を行っているかどうかは明らかではないことから、ミネベアミツミとしては、YAGEO公開買付けの実現可能性に関して、現時点で確証が得られる段階にはなく慎重な確認・検討が必要であると考えているとのことです。したがって、ミネベアミツミとしては、6,200円という2025年5月22日現在のYAGEO公開買付価格を重視してYAGEO公開買付けの当否を判断することは時期尚早であると考えているとのことです。

ミネベアミツミとしては、当社の取締役会及び本特別委員会により、YAGEOから当社に対する質問への具体的かつ十分な回答を踏まえて、YAGEO公開買付け及びミネベアミツミ公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しているとのことです。

(訂正後)

#### <前略>

これらにより、今般、ミネベアミツミは、2025年5月1日までに、ミネベアミツミ公開買付前提条件()及び()が充足されていること、並びに、ミネベアミツミ公開買付前提条件()、()及び()も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、同日開催の取締役会において、ミネベアミツミ公開買付けを2025年5月2日より開始することを決定し、その予定である旨、当社へ連絡いたしました。なお、ミネベアミツミ公開買付開始プレスリリースにおいて公表したとおり、ミネベアミツミ公開買付価格及びミネベアミツミ公開買付期間については、ミネベアミツミ予告公表プレスリリースでは、それぞれ、1株当たり4,500円及び22営業日としておりましたが、それぞれ、5.500円及び20営業日へと変更していたとのことです。

その後、ミネベアミツミは、2025年5月8日、YAGEOが、YAGEO公開買付価格を5,400円から6,200円に引き上げ、2025年5月9日よりYAGEO公開買付けを開始する旨を、2025年5月8日付YAGEO公開買付開始プレスリリースを通じて知ったとのことです。

ミネベアミツミは、当社及び本特別委員会より、2025年5月12日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請を受け、2025年5月16日に、ミネベアミツミから、当社及び本特別委員会へ、YAGEO公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていることから、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答をしたとのことです。なお、ミネベアミツミ公開買付期間については、ミネベアミツミ公開買付開始プレスリリースでは、20営業日としておりましたが、2025年5月22日に、23営業日へと変更していたとのことです。

なお、当社は、YAGEO公開買付価格が5,400円から6,200円へと変更されたことを契機として、2025年5月21日付で下記「当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりミネベアミツミ公開買付けに対する意見を変更しておりますが、他方で、同月22日付でYAGEO Electronics Japanに対し、YAGEO公開買付けについて、外為法第27条第1項に基づく財務大臣及び経済産業大臣に対する届出や独占禁止法第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に関する質問を含む、法27条の10第2項第1号に基づく質問権の行使を行っております。YAGEOはYAGEO公開買付けを開始しているものの、YAGEO公開買付けによる当社株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得していないとのことであり、また、2025年5月22日現在においても事前届出の再提出を行っているかどうかは明らかではないことから、ミネベアミツミとしては、YAGEO公開買付けの実現可能性に関して、現時点で確証が得られる段階にはなく慎重な確認・検討が必要であると考えているとのことです。したがって、ミネベアミツミとしては、6,200円という2025年5月22日現在のYAGEO公開買付価格を重視してYAGEO公開買付けの当否を判断することは時期尚早であると考えているとのことです。

ミネベアミツミとしては、当社の取締役会及び本特別委員会により、YAGEOから当社に対する質問への具体的かつ十分な回答を踏まえて、YAGEO公開買付け及びミネベアミツミ公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しているとのことです。

その後、ミネベアミツミは、当社の株主の皆様によるミネベアミツミ公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様にミネベアミツミ公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年6月4日付で、公開買付期間を2025年6月19日まで延長し、公開買付期間を合計33営業日とすることを決定したとのことです。

(5) ミネベアミツミ公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項) 株式併合

(訂正前)

ミネベアミツミ公開買付けの成立後、ミネベアミツミの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%未満である場合には、ミネベアミツミは、会社法第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、ミネベアミツミ公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、ミネベアミツミは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年6月から7月を予定しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

ミネベアミツミ公開買付けの成立後、ミネベアミツミの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%未満である場合には、ミネベアミツミは、会社法第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、ミネベアミツミ公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、ミネベアミツミは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。2025年6月4日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年7月から8月頃を予定しているとのことです。

<後略>

(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置

ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を23営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である2025年6月5日までの期間は37営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様にミネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えているとのことです。加えて、YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付財間の末日である2025年6月5日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様にとってミネベアミツミ公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えているとのことです。

<後略>

## (訂正後)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を33営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である2025年6月19日までの期間は47営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様にミネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えているとのことです。加えて、YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付財間の末日である2025年6月19日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様にとってミネベアミツミ公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えているとのことです。

<後略>

以 上